## ○北海道防衛局の職員の旅行命令等 の権限の再委任に関する達

北海道防衛局達第24号

改正 平成21年3月31日北海道防衛局達第9号

改正 平成23年3月31日北海道防衛局達第5号

改正 平成24年4月6日北海道防衛局達第8号

改正 平成30年11月29日北海道防衛局達第9号

防衛省所管旅費取扱規則 (平成18年防衛庁訓令第109号) 第3条 第2項の規定に基づき、北海道防衛局の職員の旅行命令等の権限の 再委任に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長山中美樹

北海道防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達

北海道防衛局に勤務する職員に対する旅行命令を行う者は、次の 表のとおりとする。

旅行命令権者		旅行命令を受ける者
	局 長	北海道防衛局本局の職員で、旅行命令を受ける者として次の各欄に掲げる職員以外の者
本	総務部長	総務部の職員(部長を除く。)
	企画部長	企画部の職員(部長を除く。)
局	調達部長	調達部の職員(部長を除く。)

	管理部長	管理部の職員(部長を除く。)
帯広防衛支局	支 局 長	帯広防衛支局の職員
千歳防衛事務所	事務所長	千歳防衛事務所の職員

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日北海道防衛局達第9号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日北海道防衛局達第5号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日北海道防衛局達第8号)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成30年11月29日北海道防衛局達第9号)

この達は、平成30年12月1日から施行する。